

横手市上下水道料金徴収等業務委託 料金システムの要求水準等

1 電算処理の内容

(1) 電算処理業務の範囲

電算処理する業務の範囲は、以下の項目に係るものとする。

- ア 水栓情報の管理
- イ 使用者情報の管理
- ウ 調定情報の管理
- エ 収納情報の管理
- オ 還付情報の管理
- カ 検針情報の管理
- キ 徴収（滞納整理）情報の管理
- ク 前各号に掲げるもののほか料金に関連する情報の管理

(2) 帳票及び資料の作成

電算処理により必要となる帳票等は、以下の項目に係るものとする。また、管理する情報を委託者が求めるCSV形式ファイルにて提供できること。

- ア 使用開始及び休止業務
- イ 調定業務
- ウ 収納業務
- エ 検針業務
- オ 未収金の管理、給水停止業務
- カ 検満メーター交換管理業務
- キ 各種統計資料
- ク 前各号に掲げるもののほか料金等に関連する業務に関するもの

(3) システムの準備等

現行システムのデータは、受託者により移行を行うこと。また、以下の項目に留意しシステムの準備を行うこと。

- ア データの移行にあたっては、データの不整合等が生じないよう十分なチェック体制をとること。
- イ 新システムは、本稼動前2ヶ月以前にテスト稼動を開始すること。
- ウ 新システムの本稼動前に従事者に対して十分な操作研修を行うこと。
- エ 新システムの移行及び稼動にあたっては、新システム及び機器について知識を有する者を責任者に指名し、対応を行うこと。また、本稼動後3ヶ月間は、現場に常駐等、障害時に即時対応できる体制をとること。

(4) 障害等への対応

障害等が発生した場合は、システム担当者が速やかに直接対応できる体制をとること。また、障害の状況等を委託者に報告する連絡体制を確立すること。

2 電算処理設備等

(1) 機器の設置場所

データを保存したサーバー等は、情報セキュリティ対策（24時間365日監視体制）及び災害対策を講じた施設に設置すること。

(2) システム機器

システム機器については、以下の項目を満たすものを用意すること。

ア 料金システムの機器の性能については、データを平成30年度以降について管理でき、安全かつ安定的に処理できること。また、収納データ等を他の媒体等に保存できること。平成29年度以前のデータについては、システム又は別の方法により参照できるようにすること。

イ 窓口開設時間内は常時稼動できること。（バッチ処理等による稼動制限が無いこと。）

ウ 無停電電源装置及びバックアップ装置を用意すること。

エ 印刷装置及びメールシーラーを用意すること。

オ テスト機器及び代替機を常時準備すること。

カ コンピューターウイルス対策や侵入者対策に万全を期すこと。

キ 上下水道部に設置する料金システムの端末・プリンターと端末への回線を準備すること。

ク コンビニ専用端末とその回線を準備すること。

ケ ハンディターミナル等は、円滑な業務実施に必要な十分な台数（代替機を含む）を準備すること。

コ 前各号に掲げるもののほか稼動にあたり必要な機器を用意すること。

(3) 通信回線

サーバーと端末間の接続には、専用回線等のセキュリティ対策を行うこと。

3 システムの機能

(1) 料金システムの機能

料金システムは、水栓情報を基に検針情報、調定情報、収納情報、未収金情報等を一元管理できるものとし、次の事項に対応していること。

ア 上下水道料金の一括賦課徴収に対応していること。

イ 上水情報と下水情報を個別に管理できること。（上水開栓、下水閉栓が可能であること。）

ウ 冬期推計処理及び同精算処理ができること。

エ 従事者単位で処理業務に使用制限が可能であること。

オ 変更履歴について、処理内容、処理日、処理者を端末上で確認できること。

カ コンビニエンスストア、キャッシュレス決済で収納された速報データを収納済みとして確認できること。

キ 未納者との交渉事項、誓約内容等が管理でき、必要な情報を容易に検索でき

ること。

- ク 不納欠損処分を行った調定情報を簿外管理できること。
- ケ クレジットカード納付に対応可能であること。
- コ 口座振替割引に対応可能であること。
- サ ファームバンキングに対応可能であること。
- シ 毎月検針・毎月請求、隔月検針・毎月請求、隔月検針・隔月請求のいずれにも対応可能であること。
- ス 複数の料金体系に（基本料金、超過料金等）に対応可能であること。
- セ 地域別、年度別の各月末時点における未収料金残高を遡って確認できること。
- ソ 時効が異なる料金をそれぞれ管理できること。
- タ 次のような料金改定に対応できること。
 - ① 最低基準水量（特別契約）…使用水量が基準水量を下回っても基準水量を使用したものとみなして料金を適用するもの
 - ② 条件付き通減（契約の有無）…契約を結んでいる場合は、特定区間（ある水量以上）の料金について別の単価（安い単価）を用いるもの
- チ スマートメーターによる検針データの取り込みに対応可能であること。
- ツ 消費税率、元号の変更に対応できること。
- テ インボイス制度に対応できること。

（２） ハンディターミナル等の機能

- ア 未検針分のデータチェックが可能なこと。
- イ 水量チェック（前回、前年同時期）が容易にできること。
- ウ 水栓番号、メーター番号等で用意に検索できること。
- エ 集合住宅の計算に対応していること。
- オ 指針入力値の異常データや操作ミスの際には、警告音等を発すること。
- カ 検針時に今回指針より使用水量を計算して、料金計算まで可能なこと。
- キ 検針票に前回口座振替済のお知らせを出力できること。
- ク 納入通知書及び広告が出力できること。
- ケ メーター設置場所や検針時の注意事項等の情報を画面に表示できること。
- コ 検針期間中においても、使用者変更等の情報が反映可能なこと。
- サ ハンディターミナル等の紛失に備えて、データのロック等、セキュリティを確保できること。
- シ 休止中の水栓の検針が可能なこと。